



## Nagoya City University Academic Repository

|         |  |
|---------|--|
| 学位の種類   | 博士（人間文化）   |
| 報告番号    | 乙 第1865号   |
| 学位記番号   | 論 第 2 号  |
| 氏 名     | 吉田 幸恵  |
| 授与年月日   | 平成 28年 7月 25日  |
| 学位論文の題名 | 児童養護施設の政策論的研究<br>A Study on the Policy of Child Nursing Home |
| 論文審査担当者 | 主査： 伊藤 恭彦<br>副査： 樋澤 吉彦, 谷口 由希子                               |

# 博士論文審査及び試問結果報告書

平成 28 年 7 月 7 日

審査委員(主査) 伊 藤 恭 彦

名古屋市立大学大学院学則第 17 条及び名古屋市立大学学位規程第 10 条に基づき、  
次のように博士学位論文審査及び試問結果を報告します。

- 1 審査委員の補職及び氏名  
別紙 1 のとおり
- 2 審査に係る学位授与申請者及び論文の表題  
別紙 1 のとおり
- 3 学位論文の内容の要旨  
別紙 2 のとおり
- 4 学位論文審査の要旨  
別紙 2 のとおり
- 5 試問の結果の要旨  
別紙 2 のとおり
- 6 学位授与についての意見  
別紙 2 のとおり

(別紙1)

1 審査委員の補職及び氏名

| 委員区分 | 補 職 名 | 氏 名       |
|------|-------|-----------|
| 主査   | 教 授   | 伊 藤 恭 彦   |
| 副査   | 准 教 授 | 樋 澤 吉 彦   |
| 副査   | 准 教 授 | 谷 口 由 希 子 |

\* 人間文化研究科教員でない場合は、補職名欄は所属・補職名

2 審査に係る学位授与申請者及び論文の表題

|                  |  |                      |
|------------------|--|----------------------|
| 申<br>請<br>者      | (ふりがな)<br>氏 名  | (よしだ ゆきえ)<br>吉 田 幸 恵 |
|                  | 生年月日   | 昭和 53年 7月 11日        |
| 申請に係る<br>学位論文の表題 | 児童養護施設の政策論的研究<br>A Study on the Policy of Child Nursing Home |                      |

(別紙2)

### 3 学位論文の内容の要旨

「児童養護施設の政策論的研究」と題された学位論文（以下、本論文と略記）は、第二次世界大戦後から現在に至る日本の児童養護施設の政策史的研究である。論文の構成は以下の通りである。

#### 序章

#### 第1部 戦前の慈善事業と児童保護制度・政策の展開

##### 第1章 近代的施設養護の誕生（明治期）

##### 第2章 社会事業の成立から戦時厚生事業へ（大正期～昭和戦中期）

#### 第2部 戦災孤児収容役割から開始された養護施設の展開

##### 第3章 戦災孤児収容期（1945年～1950年代）

##### 第4章 ホスピタリズム論争期（1950年代）

##### 第5章 集団主義養護論の登場期（1960年代～1970年代半ば）

##### 第6章 児童養護実践研究の開始と「社会的養護」の浸透期（1970年代後半～1980年代）

##### 第7章 定員割れ問題と施設再編構想期（1980年代後半～1996年）

#### 第3部 児童虐待問題対応役割としての児童養護施設の展開

##### 第8章 第50次「児童福祉法」改正と家庭養育至上主義からの転換期（1997年～2000年）

##### 第9章 全養協「近未来像Ⅱ」策定にみる運動団体の意図（2003年）

##### 第10章 「児童虐待防止法」策定と「社会的養護」再編の開始（2001年～2008年）

##### 第11章 「国連・児童の代替的養護に関する指針」と「社会的養護の将来像」（2009年～2015年）

##### 第12章 補論：児童養護制度・政策における「愛着理論」の影響

## 終章

第1部（第2章・第3章）において、近代的施設養護の誕生期である明治期から社会事業の成立期である大正期、第一次世界大戦と第二次世界大戦の間の戦間期の3期間を我が国児童養護の前史とし検討し、この期の施策の戦後への影響が検討される。第2部（第3章から第7章）は第二次世界大戦後から1997年の児童福祉法第50次改正までの児童養護制度・政策の歴史的展開が検討される。第3部（第8章から第12章）では児童福祉法第50次改正以降現代までの歴史的展開が検討される。第12章では戦後児童養護制度・政策に大きな影響を与えてきた「愛着（アタッチメント）理論」の問題点が理論的に検討され、我が国の児童養護制度・政策を批判的に検討する視座を提示している。

本論文は児童養護に関する制度・施策の背景となる社会経済の動態、養護施設に関連する各種運動体の動きを視野に入れながら、児童養護制度・政策に関する法令、資料を先行研究を踏まえつつ丹念に分析した政策研究であるが、政策史を描くことにより、以下のような学術的知見を提示すると同時に政策的な提言をも行っている。

第一に養護の専門性の未確立と施設養護の低い生活水準の要因について明らかにした。本論文では児童福祉法における「養護」の定義と「児童福祉施設最低基準」の規定に成立時点から問題があったとの指摘をしている。すなわち「養護」概念が性質の異なるものを一括規定した概念として成立し、その多義性から専門性の確立を困難にしたのである。さらに戦後の「養護」に関する研究は養護技術論や養護形態論に偏り、児童養護問題の本質的理解には至らなかったことも専門性の確立を阻んだ要因として指摘されている。施設養護が低位水準にあることに関しては、「児童福祉施設最低基準」が行政裁量に委ねられているという立法上の問題に加え、最低生活概念とも連動していることに要因が求められる。

第二に社会状況の変容によって対象が変化したにもかかわらず、児童養護問題への政策的対応が変化に対応できてこなかったことを明らかにした。第二次世界大戦直後は戦争「孤児」が対象であったが、1960年代以降は高度経済成長による社会変化を反映した貧困、離婚、母子・父子家庭等が養護問題の中心となった。このような養護問題の質的な変化にもかかわらず、養護施設政策や里親制度のあり方は戦後直後と変わることも場当たりの対応しかされなかった。戦後処理終了に伴う養護施設の制度変化が行われたのは1997年の児童福祉法改正であった。このような行政の対応の遅れも我が国養護施設の専門性の低さの要因なのである。

第三に児童虐待への対応という新しい養護課題への対応の問題点を明らかにした。2000年児童虐待の防止に関する法律が制定され、児童虐待問題が児童福祉問題の中心的課題として認識されるに至った。本論文では法律の制定が必ずしも児童福祉政策の大きな転換に結びつかなかった要因として、行政が「児童の権利に関する条約」を外圧としてしか認識していなかったこと、さらに1980年代以降の行財政改革路線が提唱した「相互扶助」理念による公的責任の回避が根強く続いていることが指摘されている。特に後者については、児童虐待問題を貧困等の家族の生活問題との連関で捉え、社会問題として包括的に対応することなく、親の道義的責任のみを強調する行政の姿勢としてさらに強固になってきている。

第四に児童養護制度・政策に影響を与えてきた運動体、全国養護施設協議会と全国児童養護問題研究会の歴史的意義と限界が明らかにした。これらの運動体は施設の存続、職員配置基準の見直し、高校進学問題の改善などを要求し政策に反映させることに成功してきた。しかし、運動主体が施設自体であることから、運動はやがて行政と施設の相互依存関係をもたらし、児童養護という児童福祉課題はもっぱら施設が担うという認識が拡大し、社会全体の問題であると認識を拡張していくことを阻害したのである。この結果、里親制度が主流の欧米諸国とは異なるきわめて特殊な施設中心の児童養護という状況が作り出されたのである。子どもの権利に根ざした包括的な児童養護制度・政策を求める運動として十分展開しなかった点に、これらの運動体の歴史的限界があったのである。

以上の学術的知見をもとに、本論文では以下の6つの政策的課題が提起された。

- ① 児童問題および子どもの養育に関する社会科学的分析の必要性、およびそれに基づく制度・政策の策定。
- ② 社会的子育て観に基づく包括的かつ地域に根差した制度・政策の構築。
- ③ 児童養護問題の予防策の拡充。
- ④ 権利擁護の仕組みづくりと権利教育。
- ⑤ 児童養護体系の見直しと専門性の向上。
- ⑥ 児童養護問題の本質的把握に基づく新たな養護論の構築。

#### 4 学位論文審査の要旨

##### (学位請求論文の審査)

本論文は近代から現代に至る我が国の児童養護施設の政策史を丹念においながら、我が国の児童養護制度と政策の問題点を解明した学術的意義の高い論文である。膨大な政策文書と先行研究を丁寧に読み込みながら、政府、施設、養護施設に関わる社会運動主体の相互関係、時々の社会経済状況と児童養護課題の変化との関係に視野を広げながら、児童養護政策を一貫して描ききった研究は、我が国では存在せず、その点で社会福祉学界のみならず我が国の関連専門学界に多大な貢献が期待できる内容である。さらに単に児童養護政策の歴史的展開を叙述するだけでなく、政策の歴史的な分析を通して、我が国の児童養護施設がもつ問題点、すなわち低位の専門性と生活水準の低さについての構造的な要因をも抽出した点も高く評価することができる。

他方で次のような問題点が指摘される。「政策主体」等やや曖昧な概念が使われている、類似の先行研究に対する独創性が十分に説明できていない、論文最後に提示される政策提言と研究内容との内在的連関が弱い、政策史研究の方法論の洗練が必要である点である。申請者がこれらの問題点について審査過程で十分に自覚し、今後の研究課題とするとのことであれば、申請者の研究に対する姿勢と研究内容から、今後の研究の中で解決していくことは十分に可能であると判断できる。また、論文中の引用・出典の明示は適切に行われていることを判定ソフトで確認した。

##### (最終試験の結果の要旨)

2016年6月15日(水)13時~14時30分に名古屋市立大学滝子キャンパス1号館1階会議室において公開の形で審査・最終試験を実施した。まず申請者より約50分間、学位論文の要旨とその学術的意義に関する説明がなされた。説明は論文内容を的確に伝えるものであり、論文から得られた学術的知見も明確に整理されたものであった。その後、主査と副査から論文内容に関する質問が出され、申請者が応答した。

質疑は以下のような内容であった。まず「対立し合う見解を唱える先行研究が並列的に列挙されているのではないか」あるいは「土屋敦氏の研究との違いは何か」という先行研究との関連についての質問が出された。これに対しては児童養護施設の政策史を描くのに必要な限りでの先行研究の整理であり、社会福祉の包括的な論争状況を整理したものではないとの応答があった。また土屋敦氏との差異については対象としている時代が本研究のほうが包括的であること、方法論も政策論的研究であり、特に

精度に焦点を当てている点でオリジナリティがあることとの説明があった。次に分析方法が明確ではないとの質問が出されたが、分析方法については、政策史と制度史を丹念に負う歴史研究に重点があり、それ以上の方法については自覚的ではなかったとの応答があった。この応答については確かに政策アクター間や運動体と政府との関係、運動体と施設との関係のダイナミズムを分析する方法としては十分に練られたものではないと言えるが、他方で児童養護施設の制度と政策を丹念に追い、それを正確に叙述した点に本論文の意義があることから、今後の研究課題として位置づけていけばよいと判断した。さらに論文での歴史研究と政策提言について関連性が弱い、内在的連関が弱いとの質問が出された。これに対しては本研究で明らかにした「養護」概念の問題性と養護の専門性の未確立という議論からの政策提言であり、一定の内在性はあるとの応答がされたが、不十分な点もあり、今後の研究の中でさらに深めていきたいとのことであった。言葉の使い方として「政策主体」という概念が曖昧であること「福祉サービス」という言葉を使っても良いのかという指摘がされた。政策主体については、政策アクターの多元性を自覚した表現に今後改良していくことが表明された。また「福祉サービス」については人権としての福祉という考え方により深くコミットし、「サービス」という言葉使いは慎重に行う旨の発言があった。

研究発表も質疑応答も申請者は真摯に対応し、本研究での不十分な点と今後の研究課題を自覚していく内容であったと判断した。

## 5 試問の結果の要旨

名古屋市立大学学位規程第8条第4項に基づき免除（2016年5月24日開催名古屋市立大学大学院人間文化研究科教授会承認）

## 6 学位授与についての意見

以上の点より審査委員は一致して吉田幸恵の「児童養護施設の政策論的研究」は博士學位論文に相応しく、申請者に博士の学位を授与することを妥当と判断した。